

2026 年 10 月 20 日 全 7 頁

こども NISA をどう活用するか

リスクを考慮した世帯としての現実的な投資行動が肝要

金融調査部 研究員 平石 隆太

[要約]

- 2027 年 1 月よりこども NISA が開始される。こども NISA の制度設計で重要なポイントは、①年間投資限度額 60 万円・非課税保有限度額 600 万円、②つみたて投資枠の対象商品のみ買付可能（投資手法は定時・定額の積立投資のみ）、③払出し制限の 3 点だ。払出し制限には例外が設けられており、中学校に入学する年以降は教育費・生活費目的での非課税払出しが認められる。
- 子どものうちから投資を始められることで、複利の恩恵を拡大できる点はこども NISA の大きなメリットである。ただし、親自身の NISA 枠を使い切っていない場合には、こども NISA への拠出ではなく親自身の NISA 枠への拠出を優先する考え方もある。こども NISA の利用に当たっては、資金を払い出さずに長期で保有するのか、教育費の確保に利用するのかなど、運用の目的を定めることが重要だ。
- 教育資金に充てる目的で利用する場合には、事前に払い出す時期や目標金額を定めておくのが重要だろう。目標金額を達成できた場合には商品を売却して現金にしておく、払出しの時期が近づいた時には比較的风险が低い商品に変更する、といった方法でリスク調整が可能となる。
- こども NISA はあくまで資産形成のための新たな選択肢の一つであり、世帯収入や収入から生活費等を差し引いた現実的な投資余力、子どもの教育費等として必要となる資金、許容され得るリスク、などを踏まえて利用を検討するのが重要だ。

1. こども NISA の概要

制度設計¹

2027 年 1 月より NISA 口座の年齢制限が撤廃され、いわゆる「こども NISA」が開始される。金融機関において、2026 年 10 月から子どもの NISA 口座開設の受け付けが始まっている。

こども NISA の制度設計を、現行の成長投資枠・つみたて投資枠（以下、まとめて成年 NISA と呼ぶ）と比較したものが図表 1 である。こども NISA の利用に当たって押さえておきたい特徴は、①年間投資限度額 60 万円・非課税保有限度額 600 万円、②つみたて投資枠の対象商品のみ買付可能（投資手法は定時・定額の積立投資のみ）、③払出し制限の 3 点だ。

図表 1：成年 NISA とこども NISA の比較

		成長投資枠	つみたて投資枠	こどもNISA
対象年齢		18歳以上		18歳未満
制度間の関係		成長投資枠とつみたて投資枠の 両方を併用可能		つみたて投資枠 対象商品のみ買付可能
投資対象		上場株式、公募株式投信、 上場REIT、ETF等のうち 一部銘柄を除外 ^(注)	金融庁に届出された 長期投資に向く公募株式投信、ETFのみ	
投資手法		自由	積立投資のみ	
制度実施期間 (投資可能な期間)		無期限		1月1日時点で18歳の年に、 自動的につみたて投資枠に移行
非課税保有期間		無期限		
非課税枠 (投資上限)	年間投資 限度額	240万円	120万円	60万円
		併用すれば合計360万円		
		年間投資限度額は売却しても復活しない		
	非課税 保有限度額	1,800万円		600万円
		内枠で1,200万円	(1,800万円全額つみたて 投資枠も可)	
		簿価残高で計算（売却したら復活する）		
払出し制限		なし		あり

(注) 整理銘柄・監理銘柄および信託期間 20 年未満の投信、レバレッジ投信、毎月分配型投信については対象から除外される。

(出所) 法令より大和総研作成

まず、年間投資限度額は成年 NISA のつみたて投資枠の半分となる 60 万円に設定されており、非課税保有限度額は 600 万円である。毎年 60 万円を拠出すれば 10 年で枠が埋まる。成年 NISA と同様に、保有する商品を売却すればその簿価分を再利用できる。ただし、後述の払出し制限が存在するため、売却代金を他の口座に自由に払い出すことはできない。原則、売却代金はこども NISA での再買付にのみ利用可能となる。

こども NISA の対象商品は成年 NISA のつみたて投資枠と同様であり、金融庁に届出された公募株式投資信託及び ETF となる。また、投資手法は積立投資となるため、年初一括買付などの方法は認められず、毎月など定期的に定額の買付けを行うことになる。なお、こども NISA は口

¹ こども NISA の制度設計の詳細は、平石隆太「[2027 年 1 月開始『こども NISA』の概要](#)」（大和総研レポート、2026 年 5 月 26 日）を参照。

座開設者が1月1日時点で18歳である年に、自動的につみたて投資枠に移行する。

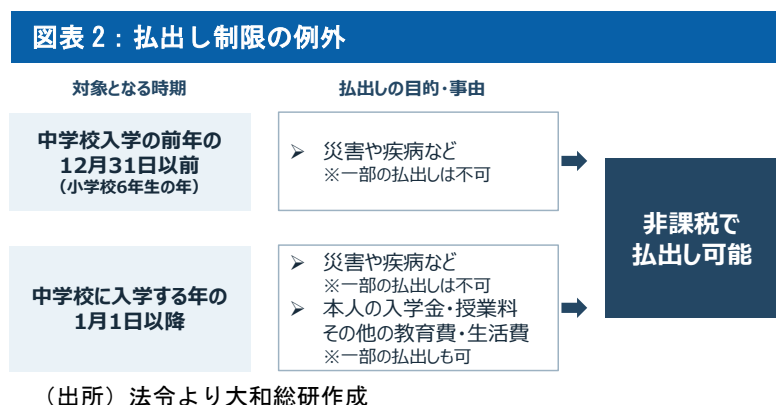
最後に、こどもNISAの利用において最も重要な点が払出し制限である。原則として、こどもNISAで保有する投資信託を他の口座に移管したり、その売却代金・分配金を口座外に払い出ししたりすることはできない。払出し制限が解除される前に、後述する例外に該当せずに移管・払出しを行った場合には、譲渡益や分配金に20.315%（所得税等15.315%、住民税5%）の税率で課税される。払出し制限は、その年の3月31日において18歳である年の1月1日に解除される。つみたて投資枠への移行はその年の1月1日時点の年齢を基準とするため、1月2日から4月1日までに生まれた者は、払出し制限の解除とつみたて投資枠への移行のタイミングが異なる点に注意が必要だ。

払出し制限の例外

前述の払出し制限に例外が存在し、非課税での払出しが認められるケースがあるのがこどもNISAの特徴だ。非課税での払出しが認められる要件は**図表2**の通りであり、口座開設者である子ども本人が中学校に入学する年（3月31日で12歳以上である年）の前後で大きく異なる。

本人が中学校に入学する年の1月1日より前は、災害で家屋が被害を受けた場合や疾病、親等の扶養者に生じた状況の変化などの事由が存在する場合のみ払出しが認められる。この災害や疾病等の事由による払出しの場合は、NISA口座において保有するすべての投資信託や資金を払い出さなければならない、一部の払出しは認められない。

子どもが中学校に入学する年以降は、災害等事由による払出しに加えて、子ども本人の教育費や生活費に用いるための払出しも可能となる。教育費等の払出しでは、保有するすべての投資信託や資金を払い出す必要はなく、一部の払出しも可能である。



2. 活用を検討する上でのポイント

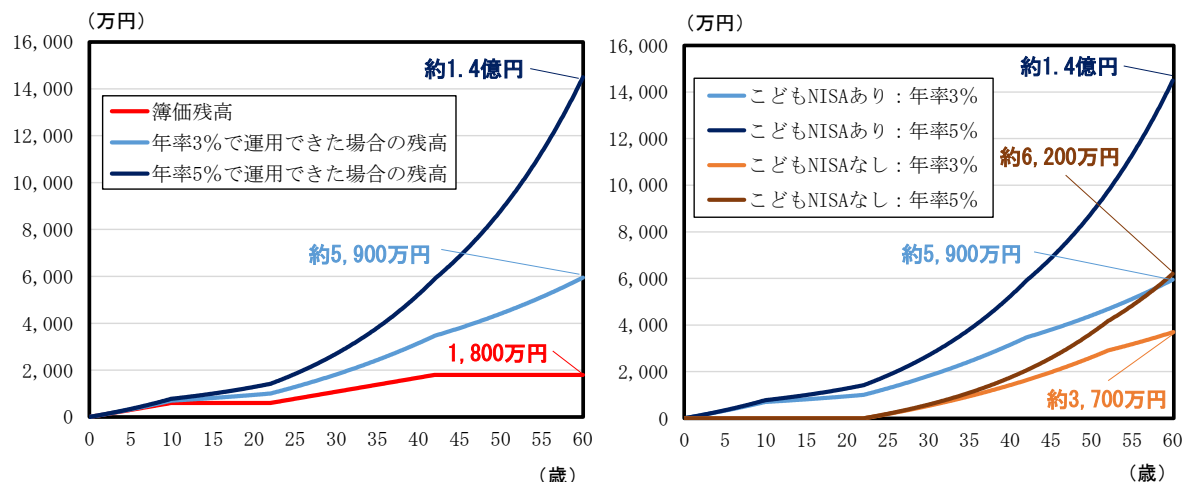
時間を味方にした複利効果は大きなメリット

こどもNISAの最大の利点は、時間を味方につけることで複利の効果を享受できる点だ。**図表3左**は、出生時点からこどもNISAに毎月5万円拠出し、10歳時点で非課税保有限度額の600万円に到達させた上で、22歳から毎月5万円を拠出し、42歳でNISA全体の非課税保有限度額

1,800 万円を使い切った場合の残高推移を試算したものである。40 歳時点の残高は、全体を年率 3% で運用できた場合には約 3,200 万円、年率 5% で運用できた場合には約 5,200 万円となる。60 歳時点では、年率 3% の場合で約 5,900 万円、年率 5% の場合で約 1.4 億円となる。

こども NISA を利用しなかった場合と比較したものが図表 3 右である。図表 3 左のケースを「こども NISA あり」、こども NISA を利用せず 22 歳～51 歳において毎月 5 万円を NISA に拠出したケースを「こども NISA なし」とした。60 歳時点の残高の差は、年率 3% の場合で約 2,200 万円、年率 5% の場合で約 8,000 万円となる。

図表 3：こども NISA の運用試算（こども NISA を利用した場合の残高推移（左）、こども NISA の有無による残高の比較（右））



(注) 左図は、0～9 歳で月初に 5 万円、22～41 歳で月初に 5 万円を拠出するとして試算。右図の「こども NISA あり」は左図と同様、「こども NISA なし」は 22～51 歳の間、月初に 5 万円を拠出するとして試算。

(出所) 大和総研作成

こども NISA 利用に当たっては拠出した資金の使途が重要

複利の観点から見ればこども NISA はメリットが大きい制度であるが、当然、利用に際しては資金の余力などを考慮しなければならない。家計全体で資産形成を考えるのであれば、親自身の NISA とどう使い分けるか、資金を何に使うかに応じて適切な運用方法は変化する。

子育て世帯の家計全体で見ると、NISA の年間投資限度額は両親の合計だけで 720 万円ある。多くの親は自身の NISA 枠を使い切っていないと考えられ²、無理にこども NISA を利用する必要はないとも言えよう。そもそも、こども NISA は子ども自身の名義であり、払出し制限も付されるため、親自身の NISA を利用する方が運用の自由度が高い。計画的に資産形成を続けられる家計であれば、まずは親自身の NISA を優先して利用するのも選択肢となる。逆に、計画的な資産形成が苦手な場合には、お金に色を付けて管理する手段としてこども NISA を活用することも考えられる。例えば、子どもが複数いる家庭では、それぞれの教育費に充てる資金を各子ども自身の名義の NISA 口座で運用する方法が想定される。

² 金融庁「NISA 口座の利用状況調査（令和 7 年 12 月末時点）」によると、20 代～40 代の NISA 口座開設者のうち、2025 年に「300 万円超 360 万円以下」の拠出を行っている者は 5.7% に過ぎない。

図表 4：親子の NISA 枠を使い分ける際の注意点

	親のNISA	こどもNISA
メリット	◆ 個別株への投資が可能 ◆ 相場急変時に迅速に対処可能 ◆ 一括投資が可能のため、銘柄入替えをしやすい	◆ 長期・積立・分散投資に意識が向きやすい ◆ お金に色を付けた管理が可能
デメリット	◆ 教育資金とその他の資金を明確に区分して管理する必要	◆ 払出し制限が存在 ◆ 投資対象・手法が限定（つみたて投資枠対象商品の積立投資のみ）

（出所）大和総研作成

こども NISA を利用する場合の運用方針は、資金の使途によって異なると考えられる。親や祖父母に十分な資産があり、教育費等を十分に用意できる場合には、こども NISA で形成した資産を払い出す必要はない。こども NISA で形成した資産を子どもの長期的な資産形成に利用する場合には、長期間運用することで複利の恩恵を享受できる。一方、形成した資産を教育費に充てる場合は、教育費が必要となる時期を意識してリスクを調整することが望ましいだろう。

以上のように、こども NISA の最適な活用方法は、家計の資産状況や資金の使途、親自身の投資行動によって異なる。資産を教育費に充てるのか、子どもの長期的な資産形成に利用するのかといった資金の使途を見定め、目的に応じた運用を行うことが必要になるだろう。

贈与税に注意

こども NISA に拠出する資金は、親や祖父母からの贈与によって確保することが想定される。こども NISA は贈与税を非課税とする制度ではないため、資金の移動に際しての贈与税負担には注意が必要だ。

通常、親子などの扶養に当たって、生活費や教育費に充てるための資金は贈与税の対象とはならない³。ただし、生活費や教育費目的で贈与された資金であっても、生活費や教育費として必要な都度、直接充てられず、預金となっている場合や、株式等の購入に充てられている場合には課税対象となる。株式等の購入に充てる資金で贈与税が非課税となるのは、年間の贈与額が 110 万円（基礎控除）以内の場合である。

もっとも、年間 110 万円以内の贈与であっても贈与税が発生するケースがある。例えば、あらかじめ 10 年間にわたって毎年 60 万円を贈与することが決まっていた（定期金給付契約に基づく定期金に関する権利の贈与⁴）とみなされると、各年の贈与額が 60 万円（＜110 万円）だったとしても、定期金に関する権利の贈与があったとして課税される。

³ 国税庁「[No. 4405 贈与税がかからない場合](#)」（令和 8 年 4 月 1 日現在法令等）を参照。

⁴ 国税庁「[No. 4402 贈与税がかかる場合](#)」（令和 8 年 4 月 1 日現在法令等）の Q1 を参照。

3. 教育資金目的で利用する場合

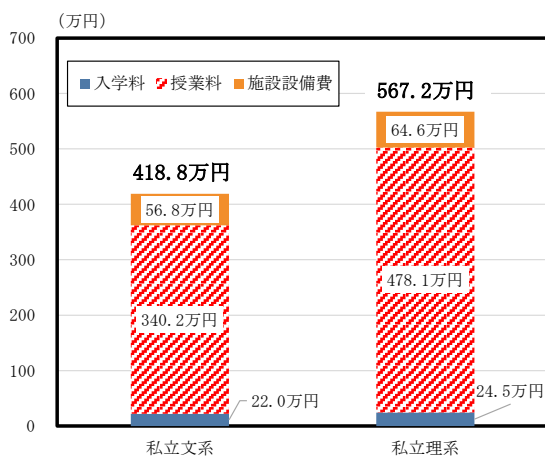
目標金額を事前に定める

教育資金に充てる目的でこども NISA を利用する際には、事前に払い出す時期や目標金額を定めておくのが重要だろう。時期と金額が決まっていれば、それらに合わせてリスク調整が可能となる。目標金額を達成できた場合には、商品を売却して現金にしておくことも選択肢になる。運用を続ける場合であっても、払出しの時期が近づくにつれて債券比率が高いなどの比較的リスクが低い商品に変更する方法が考えられる。

図表 5 は私立大学の学費を示したものである。今後、インフレによって学費が上昇する可能性はあるものの、2025 年度において文系では 4 年間で約 420 万円、理系では 4 年間で約 570 万円となっている。初年度に発生する金額は、文系で約 120 万円、理系で約 160 万円であり、これらは教育費の目標金額として一つの目安となるだろう。

図表 6 は児童手当をこども NISA に拠出した場合の残高の推移である。児童手当を原資とした投資は、無理なく始められる方法として一般的に挙げられる。9 月生まれの第 1 子または第 2 子を想定すると、児童手当の月額、3 歳未満では 1.5 万円、3 歳以上では 18 歳に到達後の年度末までは 1 万円である⁵ため、元本は総額で 240 万円となる。18 歳に到達した年度末時点の残高は、年率 3% で運用した場合は約 325 万円、年率 5% の場合は約 405 万円となり、運用の目安として考えることができるだろう。

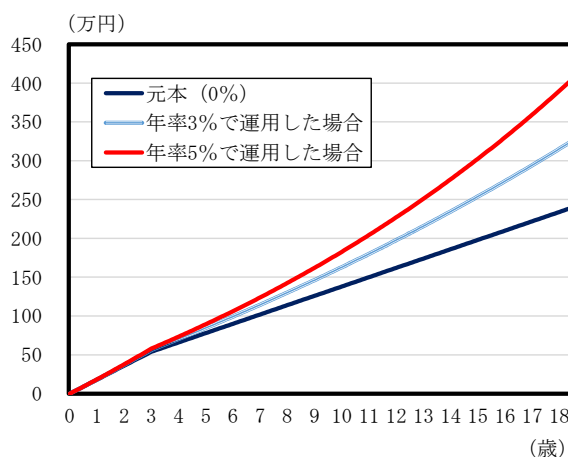
図表 5：2025 年度における私立大学の学費（4 年間の合計）



（注）授業料及び施設設備費は初年度の納付金額を 4 倍したものの、端数処理で数字が合わない箇所がある。

（出所）文部科学省「私立大学等の令和 7 年度入学者に係る学生納付金等調査結果について」より大和総研作成

図表 6：児童手当をこども NISA に拠出した場合の残高



（注）9 月生まれの第 1 子または第 2 子とし、児童手当の月額相当額を月初に拠出すると想定。

（出所）大和総研作成

⁵ 児童手当の月額、第 1 子及び第 2 子の場合、3 歳未満で 1.5 万円、3 歳以上では 18 歳に到達後の年度末まで 1 万円である。第 3 子以降は、18 歳に到達後の年度末まで月額 3 万円である。

他の商品と合わせたリスク調整

前述した目標金額到達時点での売却や低リスク商品への変更は、こども NISA の中でのリスク調整の方法である。それ以外に、学資保険⁶を活用するほか、国債（個人向け国債・新窓販国債）、定期預金等の元本確保型商品を用いて、こども NISA の外でリスク調整を図る方法もある。元本確保型商品は、一般的に物価上昇時にリターンが連動しにくい（インフレに比較的弱い）と考えられるが、満期まで保有すれば原則として元本が確保される。このため、元本確保型商品を組み合わせることで、教育資金全体の価格変動リスクを抑えることができる。

学資保険の支払保険料については、所得税の生命保険料控除の利用が可能だ。2026 年及び 2027 年分の所得税においては、23 歳未満の扶養親族を有する場合に控除の限度額の上乗せが実施されている⁷。生命保険料控除の枠に空きがあれば、学資保険の活用も選択肢になるだろう。

4. おわりに～家計の状況に合わせた投資行動が肝要

こども NISA には、より早くから投資を開始することで複利効果を高めるだけでなく、子どもの頃から投資に親しむことによる金融経済教育への好影響も期待できるだろう。

ただし、こども NISA はあくまで資産形成のための新たな選択肢の一つであり、世帯収入や収入から生活費等を差し引いた現実的な投資余力、子どもの教育費等として必要となる資金、許容され得るリスク、などを検討するのが重要だ。教育資金を形成する際も、こども NISA ありきではなく、親の NISA 口座や学資保険、国債（個人向け国債・新窓販国債）、定期預金等の元本確保型商品などの活用も選択肢に含めて、それぞれの世帯にあった資産形成の方法を検討することが望ましい。

【以上】

⁶ 返戻率が 100%を下回る商品や、途中解約で元本割れする商品も存在する。

⁷ 金融庁は、令和 9 年度税制改正要望で 23 歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の控除限度額の上乗せについて恒久化などの措置を要望している（農林水産省・厚生労働省・経済産業省が共同要望）。金融庁「[令和 9\(2027\)年度税制改正要望について](#)」（2026 年 8 月 31 日）p. 5 を参照。